

関西保育福祉専門学校

実地視察機関の概要

○指定を受けている学科等の概要

機関名		関西保育福祉専門学校 保育科		設置者名	学校法人濱名山手学院				
課程・学科等の名称等			指定を受けている免許状の種類・指定年度		免許状取得状況・就職状況 (令和6年度)				
課程・学科等	設置年度	入学定員	免許状の種類	指定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
教育・社会福祉専門課程	保育科	昭和28年度	100人	幼二種免	昭和28年度 (令和元年度)	55人	55人	0人	22人
入学定員合計		100人	合計		55人	55人	人	22人	
備考	令和7年4月 保育科の課程名称を「保育専門課程」から「教育・社会福祉専門課程」へ変更								

教職課程実地視察教員養成機関に対する講評

実地視察日：令和8年1月14日（水）

実地視察大学等：関西保育福祉専門学校（オンライン）

【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教育研究実施組織等については、一部是正が必要な箇所はあるものの、全般的に基準を満たしており、良好に実施されている。引き続き、教員養成の水準の維持・向上に努めていただきたい。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○貴校としての教員養成に対する理念・構想について、それを明確化・具体化するために、現在取り組んでいる社会人教育や長期履修制度等も発展させながら、教職課程に対する全学的な組織、教育課程や教員組織がより一層充実したものとなるように、今後も努めていただきたい。

○教育職員免許法施行規則第二十二条の六に基づく教員養成状況に関する情報公開に関し、一般の人が閲覧しやすいよう整理した上で、情報公開のページへ掲載するよう努めていただきたい。

○大学は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教職課程の学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置を講ずることとされていることから、教職課程の内外においてこの内容を取扱うよう、今後速やかに検討すること。

2. 教育課程、履修方法及びシラバスの状況、教育研究実施組織

○「教科及び教職に関する科目」について、教育職員免許法施行規則に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない授業科目や、教職課程コアカリキュラムに定める到達目標が含まれているか判断としない授業科目が散見されたため、授業内容及びシラバスの見直しを行うこと。

○特に、複数の事項を扱う授業科目「教育原理」において、科目名称・シラバス内容いずれにおいても「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の内容が含まれていることが読み取れないため、取り扱う内容を適切に示す科目の名称を検討するとともに、実態に即したシラバス内容となるよう、速やかに対応すること。

3. 教育実習の取組状況

○幼稚園教諭免許状を取得する上で修得が必要となる教育実習（事前事後指導1単位を含む5単位）について、早期化・分散化を行うことで教育効果の向上を図っていることは評価できる。

○一方で、当該科目が単に「教育実習Ⅰ（5単位）」と位置付けられているため、学校

体験活動を取り入れることや科目の分割も含め、1年次と2年次でそれぞれ学ぶべき内容や成績評価の方法等を整理いただきたい。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 学生授業評価アンケートをふまえたカリキュラムの見直し、リメディアル教育の充実、経済的負担軽減のための長期履修制度や施設と連携した奨学金制度の提供、担任制の導入、保護者も含めた支援やカウンセラーの配置等、学生の声もふまえながら様々な取り組みを行っているところは評価できる。
- 加えて「6.」に示すとおり、保育・幼児教育におけるICT活用指導力の向上に取り組んでいる点は評価できる。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- ボランティア活動等を通じ近隣の園とは連携が行われていることが確認できたが、保育教諭及び幼稚園教諭の養成は地域における重要な位置づけであることから、指導大学の指導のもと、地元の教育委員会や知事部局等との連携を深める取組を検討いただきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- タブレットの導入や教育支援ツール（ロイロノート・スクール）の導入や更なる活用及びICT活用指導力の向上に向けた施設・設備等を充実させるとともに、保育ICT検定に向けた情報教育や指導案作成など、教員養成においてICTを幅広く活用していることが確認できた。
- 図書館の蔵書については、指導案作成に関する書籍や絵本をはじめ、充実していることを確認した。加えて、隣接校種の学習指導要領を蔵書に含めることを期待する。

7. 指導大学の指導状況

- 指定教員養成機関制度は、当該教員の養成課程を置く大学による指導と承認のもとに運営されることが前提である。（教育職員免許法施行規則第27条第2項）、引き続き指導大学と緊密に連携のもと、教職課程、教員組織、施設・設備等の在り方について検討し、より充実した教員養成を行うこと。

8. その他特記事項

- ICTや生成AI等、最新の技術を活用し教職員の業務の効率化や最適化を図っていることは評価できる。
- バーチャル幼稚園等、実践的な学びの場を複数用意していることは評価できる。
- 担当科目に関わる活字業績を有さない教職科目担当教員が見受けられたため、同法人である関西国際大学との連携を更に深める等により、ファカルティ・ディベロップメントを通じた授業内容の省察・改善や、関係学会や研究紀要への論文投稿などにより、担当科目において含めることが必要な事項に関わる研さんを積むことを可

能とする環境の整備に取り組んでいただきたい。